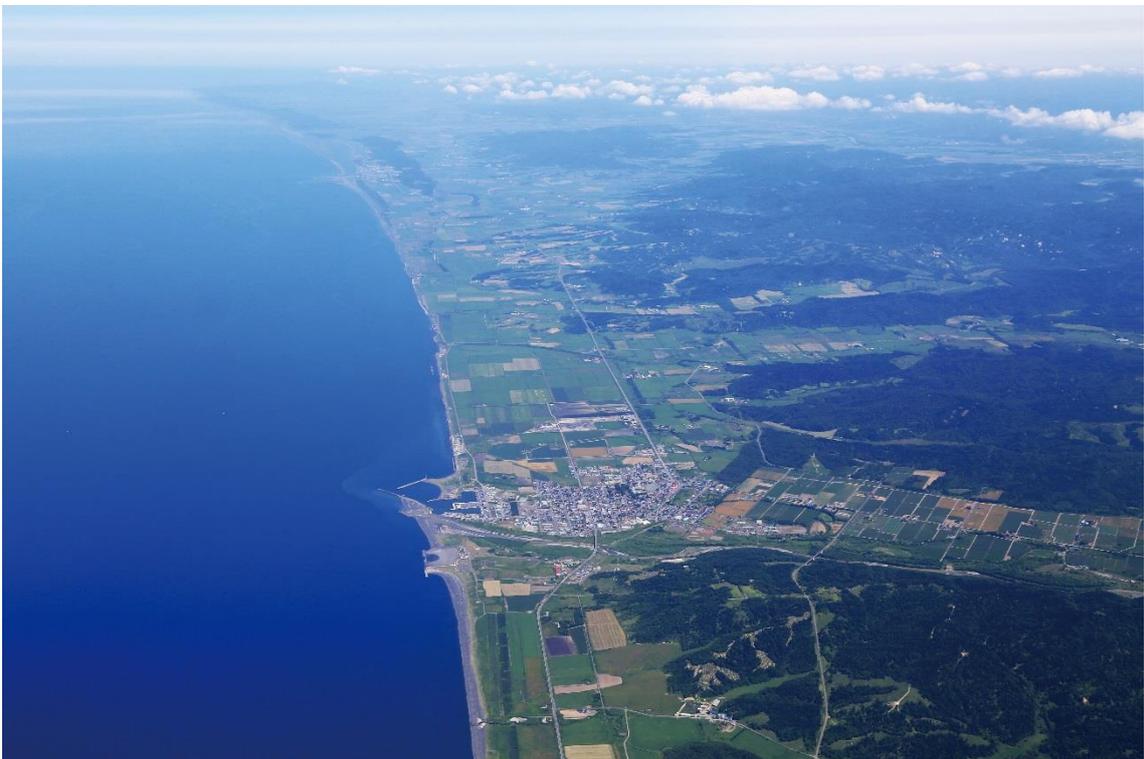


# 遠別町津波避難計画



## 北海道遠別町

【平成25年 5月策定】

【平成26年 2月改訂】

【令和 2年12月改訂】

## 目 次

第1章 総則	1
1 目的	
2 計画の修正	
3 用語の定義	
第2章 避難計画	2
1 津波到達予想時間の設定	
2 津波避難計画 (避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難困難地域、避難ビル等)	
3 津波避難計画図	
4 避難方法	
第3章 初動体制(職員の参集等)	4
1 連絡・参集体制	
2 配備体制	
3 津波情報等の収集・伝達	
第4章 避難勧告・指示の発令	6
1 発令基準	
2 伝達方法	
第5章 津波対策の教育・啓発	9
第6章 津波避難訓練の実施	9
第7章 積雪・寒冷地対策	10
1 冬期道路交通の確保	
2 避難対策、避難生活環境の確保	
3 電力の確保	
4 緊急通信ネットワークの確保	
5 雪崩対策	
6 水門等の作動の確保	
7 救助・救出体制の強化	
第8章 その他の留意点	10
1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策	
2 避難行動要支援者の避難対策	
3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2～3日の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

### 2 計画の修正

この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

### 3 用語の定義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

#### (1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。

#### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、遠別町（以下「町」という。）が指定するものをいう。

#### (3) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

#### (4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町が指定及び住民等が設定するものをいう。

#### (5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

#### (6) 避難目標地点

津波の危険から避難し、生命及び身体の安全を確保するため、避難対象地域の外に町及び住民等が設定する避難の目標地点をいう。

#### (7) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急的に避難する避難対象地域内にある建物で、町と住民等が連携し指定又は設定するものをいう。

#### 《指定要件》

※津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年内閣府作成）から抜粋

- ① 耐震性：新耐震基準（1981年（昭和56年）施行）に適合する。
- ② 津波に対する安全性：RCまたはSRC構造で、階数は以下を目安とする。

想定浸水深	階数
1 m以下	2階建以上
2 m	3階建以上
3 m	4階建以上

※（4）を総称して「避難路」、（5）、（6）、（7）を総称して「避難先」という。

## 第2章 避難計画

### 1 津波到達予想時間の設定

町では、道が作成した津波浸水予測図の結果を勘案し、津波到達予想時間を16分とする。

### 2 津波避難計画

避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難場所、避難困難地域、避難ビル等は次表のとおりとする。

避難対象地域名	避難目標地点	避難路・避難経路 (幅員含む)	避難場所	避難困難地域	避難ビル等	備考 (自動車等)
汐見町地区	・遠別町役場	・国道232号線 ・臨港線 (幅員11.0m) ・北海岸線 (幅員9.0m)	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校	—	・遠別町役場 ・町立診療所	—
錦町地区	・遠別町役場 ・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校	・5丁目北線 (幅員7.5m) ・3丁目通り線 (幅員7.6m) ・4丁目通り線 (幅員7.0m) ・北海岸線 (幅員9.0m)	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校	—	—	—
1区地区	・遠別町役場	・臨港線 (幅員11.0m) ・北海岸線 (幅員9.0m) ・3丁目通り線 (幅員7.6m)	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校	—	・遠別町役場 ・町立診療所	—
2区地区	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校 ・スポーツセンター	・国道232号線 ・1丁目通り線 (幅員7.5m) ・東中通り線 (幅員7.5m) ・東通り線 (幅員5.5m)	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校 ・スポーツセンター	—	・町立診療所	—

避難対象地域名	避難目標地点	避難路・避難経路 (幅員含む)	避難場所	避難困難地域	避難ビル等	備考 (自動車等)
3区地区	・遠別小学校 ・スポーツセンター	・国道232号線 ・末広線 (幅員6.0m) ・中学校道路乙線 (幅員7.5m) ・4丁目通り線 (幅員7.0m) ・東通り線 (幅員5.5m)	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校 ・スポーツセンター	—	—	—
4区地区	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校	・5丁目北線 (幅員7.5m) ・4丁目通り線 (幅員7.0m) ・東通り線 (幅員5.5m)	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校	—	—	—
文光町地区	・北海道遠別農業高等学校	・西1線 (幅員7.5m) ・緑町南中通り線 (幅員5.5m)	・北海道遠別農業高等学校 ・遠別小学校	—	—	—
北浜地区	・国道232号線	・北浜マサリ線 (幅員8.0m) ・国道232号線	・北浜会館	—	—	自動車を利用
北里地区	・北里公民館	・北海岸線 (幅員7.5m) ・北里西通り線 (幅員6.5m)	・北里公民館	—	—	自動車を利用
富士見地区	・レストランとんがりかん	・富士見線 (幅員7.5m) ・富士見海岸線 (幅員6.5m)	・道の駅「えんべつ富士見」	—	—	自動車を利用
歌越地区	・歌越堆肥製造センター	・歌越原野甲線 (幅員8.5m) ・歌越原野乙支線 (幅員7.5m)	・歌越2会館	—	—	自動車を利用

(注) 汐見町、錦町、1区地区は、津波到達予想時間から、避難対象地域における避難困難地域を設定していないが、避難開始が遅れた場合における一時的及び緊急

的な避難並びに退避することが可能な施設として、遠別町役場を避難目標地点として町が指定したものである。

### 3 津波避難計画図

\*最終ページ参照

### 4 避難方法

避難に当たって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができない恐れがあることから、原則として徒歩によるものとするが、場合によっては自動車等を使用した避難を可能なものとする。

(徒歩による避難とする理由)

- (1) 家屋の倒壊、落下物等により、車両が通行できない恐れがある。
- (2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が発生し、円滑な避難を妨げる恐れがある。
- (3) 自動車等が徒歩による避難を妨げる恐れがある。

(自動車等を使用した避難を可能とする場合)

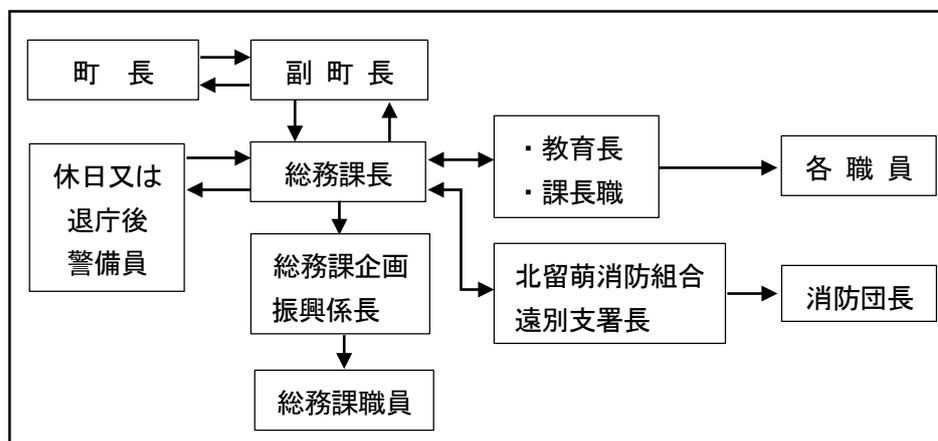
- (1) 高齢者等で徒歩での避難が困難な場合
- (2) 近郊に適切な避難先が存在しない場合
- (3) 自動車を利用したことにより渋滞や交通事故等が発生する恐れや徒歩による避難を妨げる恐れがない場合

## 第3章 初動体制（職員参集等）

### 1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は、「遠別町地域防災計画 災害応急対策計画」に定めるもののほか、次による。

《伝達系統図》



また、職員の自主参集基準は次のとおりとし、基準に達した場合は、その情報を認知後、参集連絡を受けることなく速やかに自主的・自動的に参集するものとする。

(1) 地震発生時

区 分	津波情報なし		津波警報	
	参集者	自宅待機	参集者	自宅待機
震度3	総務課関係職員	課長職	係長職以上	係員
震度4	総務課関係職員・管理職	係長職	係長職以上	係員
震度5弱又は震度5強	総務課関係職員・課長職・係長職	係員	係長職以上	係員
震度6弱以上	全職員	—	全職員	—

(2) 津波情報

- ・ 津波注意報・・・総務課関係職員・管理職以上  
(場合によっては自宅待機又は自主参集)
- ・ 津波警報・・・総務課関係職員・係長職以上  
(係員は自宅待機又は自主参集)
- ・ 大津波警報・・・全職員

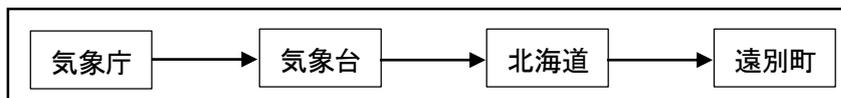
2 配備体制 (遠別町地域防災計画 第2節 災害応急体制による)

区分	基準	動員配備体制
注意配備	1. 震度3の地震が発生したとき 2. 津波注意報が発表されたとき	総務課関係職員
第1非常配備	1. 震度4の地震が発生したとき 2. 津波注意報が発表されたとき	総務課関係職員・管理職
第2非常配備	1. 震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発表されたとき	総務課関係職員・管理職・係長職
第3非常配備	1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 津波警報もしくは大津波警報が発表されたとき	全職員

### 3 津波情報等の収集・伝達

#### (1) 津波情報等の収集

津波予報・津波情報等に収集方法は、次のとおりとする。



- ・気象庁から北海道への伝達は、A D E S S (気象情報伝送処理システム)による。
- ・北海道から町への伝達は、北海道防災情報システムによる。
- ・上記の他にテレビ、ラジオ、インターネット、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) などからも情報の収集を行う。

なお、海面監視については、そのときの津波予報・津波情報に応じて高台等の安全な場所から行うものとし、異常を発見したときは、直ちに本部に報告するものとする。

#### (2) 津波情報等の伝達

収集した情報は、町、消防機関等の広報車による巡回、町ホームページ、I P 告知端末、消防サイレン等の多様な手段により町から町民等へ伝達する。

## 4 第4章 避難勧告・指示の発令

### 1 発令基準

種別	基準
自主避難の呼びかけ	1. 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき
避難勧告	1. 強い地震（震度5弱以上）を感じた場合や弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、町長が必要と認めるとき 2. 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき 3. 津波警報が発表されたとき
避難指示	1. 大津波警報が発表されたとき 2. 避難勧告により状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき

### 2 伝達方法

#### (1) 発令時期、避難指示の発令手順

1の発令基準に該当する事態を認知した場合は、速やかに町長が避難情報を発令し、町長が不在あるいは連絡が取れない場合は、その職務を副町長、総務課長の順位で代行する。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が次のとおり実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法令
町長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般（ただし、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったとき）	災害対策基本法第61条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により市町村のその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般（警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条

## （２）伝達方法

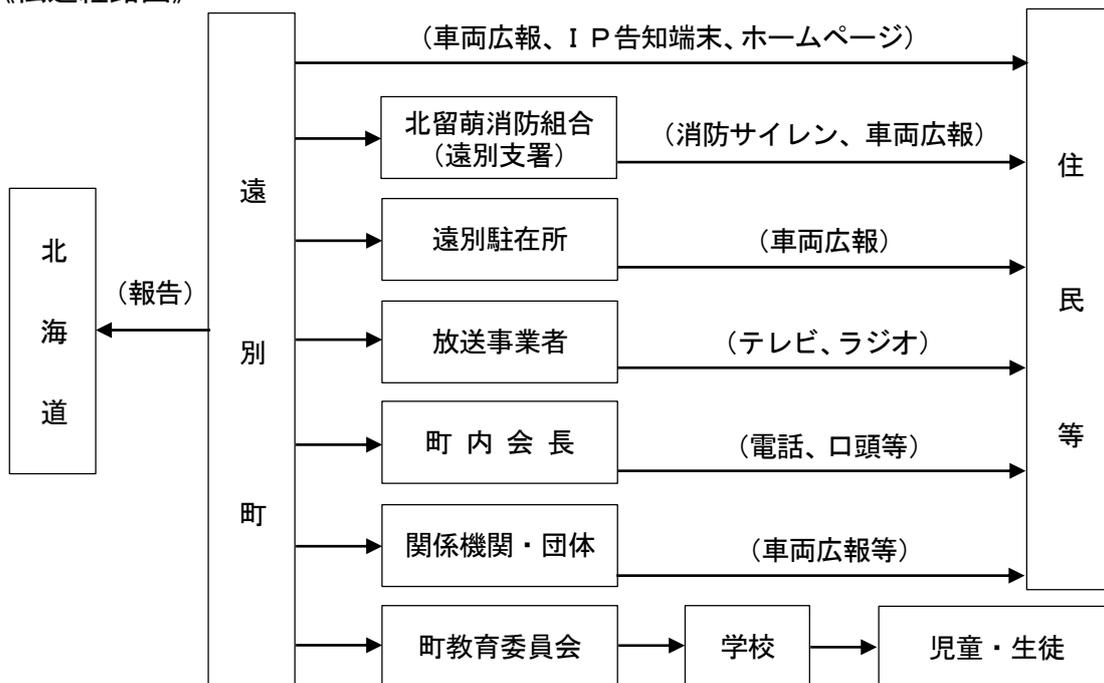
避難の勧告、指示の内容として、住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、あらかじめ定めておき、伝達は次の内容をわかりやすく行うものとする。

- ①避難先及びその場所名
- ②避難経路（わかりやすく）
- ③避難勧告、指示の理由
- ④注意事項（避難後の戸締まり、携帯品は限られたものだけにする）

なお、伝達方法は、町、消防機関等の広報車による巡回、町ホームページ、IP告知端末、防災メール、消防サイレン等の多様な手段によるものとする。

また、放送事業者（NHKその他民間放送局）に対しては、勧告・指示を行った旨を通知し、テレビ・ラジオによる放送の協力を依頼する。

### 《伝達経路図》



《避難準備情報・避難勧告・避難指示発令内容の伝達文（例）》

避難準備情報

「こちらは遠別町です。〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りや障がいをお持ちの方、乳幼児、妊婦さんなどは、早めに〇〇〇〇へ避難してください。その他の方々も避難の準備を始めてください。」

避難勧告

「こちらは遠別町です。〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。」

避難指示

「こちらは遠別町です。〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（堤防が決壊して／〇〇に津波が押し寄せ）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、避難するのに時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。」

そのほか、場合に応じて伝達するもの

- ・「地震の発生により、〇〇分後には津波が到達する可能性があります。」
- ・「できるだけ、近所の方にも声をかけて避難してください。」
- ・「津波浸水の恐れがあるため、〇〇道は通行できません。」など

（３）伝達の確認

避難勧告・指示の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか再確認する。

## 第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間など時間や場所によって異なるため、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を実施する。

### (1) 津波に対する心得

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

### (2) 啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞などの公共マスメディアや広報誌、IP告知端末等を活用する。

### (3) 啓発の内容

津波に対する心得（避難路の確認、非常時における持ち物など）、過去の津波被害記録、津波発生メカニズム、防災ハザードマップ、津波避難計画の内容など

### (4) 啓発の場等

家庭、学校、地域社会（町内会等）や事業所等において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、こうした人材の育成が重要である。このため、消防団の経験者、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する。

## 第6章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努める。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

## 第7章 積雪・寒冷地対策

### 1 冬期道路交通の確保

関係機関等と連携の上、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結により物資の供給等が滞ることがないように、除雪体制を優先的に確保する。

### 2 避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、燃料については、留萌地方石油業協同組合や北海道エルピーガス災害対策協議会との防災協定に基づき優先的に確保する。

### 3 電力の確保

日頃から、北海道電力（株）との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努めるものとする。

### 4 緊急通信ネットワークの確保

日頃から、NTT東日本北海道北支店と連携を密にし、電話回線故障時における早期復旧体制を確保するとともに、住民等への情報伝達は、消防サイレン、広報車や口頭により行うものとする。

### 5 水門等の作動の確保

河川及び水門等の管理者と連携し、通年における作動環境の点検及び確保に努める。

### 6 救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、消防隊員の救助・救出技術の高度化や関係機関と連携した除雪体制の強化に努める。

## 第8章 その他の留意点

### 1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

旅館、ホテル等の施設管理者と連携して、観光客、釣客等への避難対策に努める。

#### (1) 情報伝達

利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、なにを（文案作成）、どのように（管内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく。

また、屋外にいる者に対しては、防災無線により伝達するとともに、海水浴場等への情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）の配備など、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めるものとする。

#### （２）施設管理者等の避難対策

海岸や川沿いの観光施設にあつては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。また、他の場所から施設内へ避難してくることも考えられることから、施設の管理者等は、津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を定めておく。

#### （３）津波啓発の実施

避難所や避難場所を示した案内看板等の設置や観光施設、宿泊施設にハザードマップ等を配布するなど、地理不案内の観光客等に対する啓発に努めるものとする。

### ２ 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。なお、具体的な手法については、別に計画を定めるものとする。

### ３ 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織を結成しましたが、今後より一層の推進を図る。



# 津波避難計画区域図

① 津波

海抜(基準面)	避難区域
1. 121m	13
2. 113m	20
3. 105m	27
4. 97m	34

② 津波

海抜(基準面)	避難区域
1. 110m	10
2. 102m	17
3. 94m	24
4. 86m	31

③ 津波

海抜(基準面)	避難区域
1. 100m	10
2. 92m	17
3. 84m	24
4. 76m	31

④ 津波

海抜(基準面)	避難区域
1. 100m	10
2. 92m	17
3. 84m	24
4. 76m	31

